

池田大作は「本門戒壇の大御本尊」を三段階で、全学会員に捨てさせた!!

富士大石寺 顕正会
埼玉県さいたま市大宮区寿能町1-72-1
TEL 048-650-8111
https://www.kenshokai.or.jp/



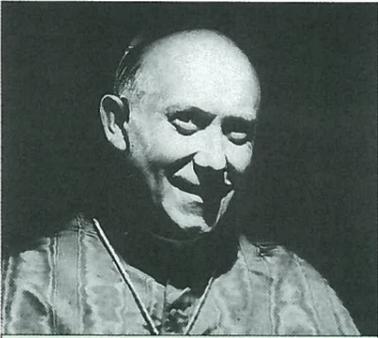
いま池田大作は、日蓮大聖人の出世の御本懐であり、一切衆生の成仏の法体たる「本門戒壇の大御本尊」を、八百万学会員に捨てさせてしまった。あたかも念仏宗の法然が無智の大衆をたぶらかして法華経を捨てさせたように、池田大作は用意周到、巧妙なる手口、かつ長い年月をかけて、この大御本尊を捨てさせたのです。

第1段階

「板漫茶羅に偏狭にこだわらない」

池田大作は、偽戒壇・正本堂の落成式にローマ法王庁の神父を招かんとして、この詭言を述べた。「板漫茶羅」とは、本門戒壇の大御本尊の御事を指している。

「戒壇の大御本尊より外に成仏の道はなしと一筋に信じ奉る」のが、日蓮大聖人の弟子である。しかるに池田大作はこの媚び諂った申し出により、謗法の神父招待に成功し、正本堂の大御本尊の御座所を穢し奉ったのである。



昨日、正本堂完工式に出席できましたことは、デュモリン神父および私自身にとりまして非常な喜びであり、また名誉でありました。

ご親切なご招待、まことにありがとうございます。

善意の人々の折りが、私ども全てが渴望している幸福と平和と正義を人類にもたらさう願っております。

ローマ法王庁特命全権大使
ブルーノ・ヴェスチンベルグ

三段階を経ている。(左の囲み記事)

戒壇の大御本尊不信は死してのち阿鼻獄に入る

もし戒壇の大御本尊を捨て奉れば、その人は死してのち、必ず阿鼻獄に墮ちる。

ゆえに法華経の譬喩品には「若し人信ぜずして此の経を毀謗せば、乃至、其の人命終して阿鼻獄に入らん」とある。

この意は、いま末法においては、もし戒壇の大御本尊を信ぜずして謗

る者は、死してのち阿鼻獄に入る

「阿鼻獄」とは「無間地獄」のことです。無間とは、耐えがたい苦痛が一瞬の間も無く襲うから無間地獄というのです。

経文には八大地獄のうち、七大地獄まではくわしく説かれているが、最後の無間地獄の大苦だけは具さに説かれていない。

大聖人様はそのわけを頭誦法抄に「若し仏、此の地獄の苦を具に説かせ給わば、人聴いて血を吐い

て死すべき故に、くわしく仏説き給わず」

と仰せ下されている。

無間地獄に墮ちたら取り返しがつかない

私は学会員を不憫に思う。せつかく日蓮大聖人の仏法に縁しながら、悪師にたぶらかされて戒壇の大御本尊を捨て奉ったゆえに、いま「阿鼻獄」の道を進んでいるのです。無間地獄に墮ちてしまつたら、取り返しがつかない

第2段階

「本門戒壇の大御本尊」を観念文から削除

池田大作は宗門との抗争が始まるや、学会版経本の観念文から「本門戒壇の大御本尊」の九文字を削

○学会版経本の観念文

一、御本尊への報恩感謝

法華経の肝心・南無妙法蓮華経の御本尊に南無し、報恩感謝申し上げます。

○顕正会の観念文

「戒壇大御本尊御報恩」

南無本門寿量品の肝心・文底秘沈の大法、本地難思境智冥合・久遠元初自受用報身如来の御当体、事の一念三千・無作本有、人法体一、南無本門戒壇の大御本尊、御威光倍増御利益広大御報恩謝徳の御為に

これが日寛上人御指南の正しい観念文である。

ではないか。

無間地獄の寿命は「一中劫」すなわち三億二千万年とされている。

このような長い年月この地獄にあつて出られぬとは、その大苦はまさに想像を絶する。

しかしこの「一中劫」は、五逆罪を犯して無間地獄に墮ちた場合の寿命です。五逆罪とは、父を殺し、母を殺し、仏弟子を殺し、仏弟子の集団を破壊し、仏の身より血を出だすの逆罪です。この五逆罪を犯した者は一中劫の間、無間

地獄に墮ちる。

だが、もし戒壇の大御本尊に背いて無間地獄に墮ちた者は、一中劫では済まない。経文には「展転して無数劫に至らん」とある。だから私は「取り返しがつかない」というのです。

私は早く八百万学会員を救いた

い。一日も早く戒壇の大御本尊様に繋がる遥拝修行に励み、ともに国立戒壇建立に戦う同志となつてほしいと、強く念願しております。

第3段階

「弘安2年の御本尊は受持の対象にしない」

平成26年11月7日、創価学会会長・原田稔は全国総県長会議において

「弘安2年の御本尊は受持の対象にしない」(聖教新聞・平成26年11月8日付)と公表した。

ついに学会は、日蓮大聖人の出世の御本懐であり、一切衆生成仏の根源の法体たる「本門戒壇の大御本尊」を、ここに完全に捨て奉ったのである。

これこそ極限の大謗法であり、無間地獄に墮ちる因となる。



店官流布のための御本尊を学会が認定



創価学会会長・原田 稔

原田会長のこの発言は、池田大作の意を受けて創価学会の最高指導会議、師範会議、参議会、中央会議、総務会等において諮問・審議を経たのち発表されたもので、まさしく創価学会の機関決定・公式決定である。

したがって、会則の教義条項にいう「御本尊」とは創価学会が受持の対象として認定した御本尊であり、大勝法の地にある弘安2年の御本尊は受持の対象にはいたしません。世界広布新時代の時を迎えた今、将来のためにこのことを明確にしておきたいと思ひます。